

## 新庁舎基本設計案について意見を募集します

町では、平成 28 年熊本地震により被災し、建て替えが必要になった庁舎について、平成 28 年 12 月から新庁舎の建設に向けた業務を開始しています。平成 30 年 3 月には、新庁舎における基本的な考え方をまとめた「益城町新庁舎基本構想・基本計画」を策定し、旧庁舎敷地内(宮園 702 番地ほか)に再建することを決定しました。

平成 30 年 12 月からは設計業務に着手しており、この度、新庁舎の具体的な機能や配置などをまとめた「新庁舎基本設計案」について、広く意見を募集するため、新庁舎基本設計案についての意見公募(パブリックコメント)を次のとおり実施します。

### 実施期間

12 月 2 日 (月) ~ 12 月 23 日 (月)

### 新庁舎基本設計案を閲覧できる場所

役場仮設庁舎(1 階ロビーと総務課)、保健福祉センター、交流情報センター、公民館(飯野分館、福田分館、津森分館)[施設利用者のみ]、各仮設住宅集会所(みんなの家)、つどいの広場とんとん、ましきラボ [土曜日のみ]



南東側からのイメージ図(実施設計により変更する場合があります)

### 実施方法

指定の閲覧場所や町ホームページで新庁舎基本設計案をご覧になり、次のいずれかで意見をご提出ください。

#### 意見の提出方法

- ・町ホームページの「パブリックコメント」のコーナーを通じての投書
- ・直接提出(閲覧場所に設置してあるボックスへ投書)
- ・郵送(宛先: 木山 594 番地 総務課行き)
- ・ファックス 096-286-4523
- ・電子メール chosya-pubcom@town.mashiki.lg.jp

#### 町からの回答

寄せられた意見を集計し、令和 2 年 1 月下旬までに町ホームページにて意見に関し、回答をします。

〒860-0801 益城町 宮園 702 番地 町総務課 新庁舎等建設推進室

☎ 286 - 3312

## 特別児童扶養手当と障害児福祉手当

### 特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある 20 歳未満の子どもを養育している家庭の、生活の安定と児童の健やかな成長を助けるための制度です。

#### 支給対象者

身体や知的・精神に中度以上の障がいがある 20 歳未満の児童を養育している父か母、または父母に代わって養育している人

#### 支給額(令和元年度)

- 1 級… 1 人当たり月額 52,200 円
- 2 級… 1 人当たり月額 34,770 円

### 障害児福祉手当

在宅での日常生活で、重度の障がいにより特に必要とされる介護などの負担を軽減するため、手当を支給する制度です。

#### 支給対象者

20 歳未満で、身体や知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする人

#### 支給額(令和元年度)

月額 14,790 円

### 手当を受給するにあたって

- ・障がいを事由に年金を支給される児童や児童福祉施設等に入所している児童は対象となりません。
- ・受給者や同居家族等の所得制限があります。
- ・受給には申請が必要です。詳細は問い合わせてください。

〒860-0801 益城町 宮園 702 番地 町こども未来課 子育て支援係 ☎ 286 - 3117